

1. 議事日程（第1日目）
（産業厚生常任委員会）

令和4年 6月 22日
午前 9時00分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【産業部】

①議案第45号 安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する
条例

②議案第46号 安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条
例

(2) 報告事項【産業部】

①令和3年8月豪雨による農地・農業用施設等の災害復旧状況について

(3) 報告事項【建設部】

①令和3年発生公共土木施設災害の状況について

②広島県水道企業団設立に向けた検討状況について

(4) 報告事項【市民部】

①第3次安芸高田市男女共同参画プランについて

②令和3年8月豪雨による災害廃棄物の処理状況等について

(5) 報告事項【福祉保健部】

①保育士等住宅手当補助金について

②保育士等奨学金返済支援補助金について

3、陳情・要望等審査

(1) 児童福祉の環境改善に関する陳情書

(2) 別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書

(3) 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について

(4) こども家庭庁発足に先立つ児童相談所の早期改善に係る意見書の提出に関する
陳情書

4、その他

(1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（8名）

委員長	大 下 正 幸	副委員長	芦 田 宏 治
委員	田 邊 介 三	委員	児 玉 史 則
委員	熊 高 昌 三	委員	秋 田 雅 朝
委員	金 行 哲 昭	委員	石 飛 慶 久

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(16名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
社会環境課長	久光正士	子育て支援課長	佐藤弘美
農林水産課長	森田修	建設課長	小櫻静樹
上下水道課長	佐々木宏	社会環境課課長補佐	若狭孝祐
社会環境課環境生活係長	藤本崇雄	子育て支援課保育係長	国広美佐枝
農林水産課農林土木係長	森竹和孝	農林水産課林業水産係長	国広康德

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務係長	藤井伸樹	主任主事	山口涉

~~~~~○~~~~~

午前 9時00分 開会

- 大下委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより第9回産業厚生常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしておりますとおり、2件の議案審査、7件の報告事項、4件の陳情・要望等の審査を行います。  
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 本日は2件の議案審査と7件の報告について担当職員から説明を行います。どうぞよろしくお願ひします。
- 大下委員長 それでは議事に入ります。  
これより議案審査を行います。  
議案第45号「安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する条例」及び議案第46号「安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件を一括して議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
森岡産業部長。
- 森岡産業部長 議案第45号及び第46号、これは高宮町川根にあります市有施設でありますエコヴィレッジかわね、高宮淡水魚養殖施設、これについて民間事業者への譲渡を基本に、令和4年10月末をもって廃止するための条例でございます。  
詳細は担当課長より説明をいたします。
- 大下委員長 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 それでは農林水産課より説明をいたします。  
議案第45号及び議案第46号は関連案件のため一括で説明をいたします。  
現在、指定管理により管理運営している安芸高田市エコヴィレッジかわね及び安芸高田市高宮淡水魚養殖施設について、民間への譲渡を目的に設置管理条例を廃止するものでございます。  
それぞれの議案書に添付しております説明資料を御覧ください。  
施設の概要、現状等について掲載をしております。両施設とも合併前に建設され、それぞれ設置目的に即して管理運営をされてきました。合併以来、指定管理をもって管理運営をしてまいりましたが、本年度をもって期間満了となります。今後は民間へ譲渡する計画で、今後、公募型プロポーザルによって譲渡先を決定したいと考えております。  
以上で説明を終わります。
- 大下委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
田邊委員。
- 田邊委員 この今後の対応という部分です。民間譲渡することでさらなる集客が期待できるというふうに書いてあるんですけども、利益が出る見込みがなければ公募しても集まるかどうかというのは非常に難しいのではないかなと思うんですが、集客が期待できる根拠というものがあれば教

えていただきたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 実際、今そういった譲渡を受けたいという話も数件来ております。その中で民間の考え方というか、若い方の考え方を取り入れてやりたいと。現在は公的な施設なのでいろいろな縛りがございますけれども、民間のやり方でやっていきたいということで、集客なり利益が見込めるというふうな話は聞いております。実際やってみないと分かりませんが、そういった計画を持っておられるところがあります。

以上でございます。

○大下委員長 ほかに質疑ありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 今、民間のほうで数件の予定があるということを伺いました。これがなかったときにはどうなるのかなという思いがしよったんですが、それは今のところ心配しなくていいと。民間で独自の施設運営ということでやられるんですが、行政としての支援は全くもう今後はなくなるんでしょうか。何かあればまた支援ができる部分は支援するとか、そういうところはあるんでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 現在、指定管理を行っていただいておりますけれども、指定管理料はゼロ円でやっていただいております。施設の老朽化に伴った修繕とかいうものは負担はしておりますけれども、それと浄化槽の維持管理については負担しておりますけれども、今後はもう全て民間へ委託して、市のほうからは補助ということはするようには考えておりません。

以上でございます。

○大下委員長 ほかに質疑ありますか。

石飛委員。

○石飛委員 この設置のときの目的としまして、森林の有するレクリエーション機能の有効利用を図り、都市との交流促進、地域住民の生活向上及び福祉の増進に努め、活力あるまちづくりに資するため安芸高田市エコヴィレッジかわねを設置する、という設置の目的が第1章に書かれているんですが、この目的は今後どのように継続されるか、廃止された後ですね。そういう、この施設以外でどのような形でこの目的を継続していくかという、お考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 今後、民間へ譲渡するに当たりまして、公募型のプロポーザルで行うように、業者を決めるようにしております。その中の、プロポーザルを受ける中で、そういった設置目的であったりいうものを項目の1つ、考慮する1つ、選んでいく1つの材料として考えていきたいというふうに考

えております。

以上でございます。

○大下委員長

石飛委員。

○石飛委員

分かりました。条例の継続をしていただけるという条件だと思います。設置条例に明記はされていないけど、これ高宮町時代に設立されたものを市が継承していったという施設だと思います。その中には例えば覚書とか紳士協定みたいなものがあったかなかったか、または継承していくという目的がもっと深いものがあったかどうか、お尋ねしたいと思います。

○大下委員長

答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長

覚書であったりいうものはございません。ただ、同対事業で設置をしておる事業でございます。地域住民の福祉向上ということがうたっておりますので、そのあたりもプロポーザルでの業者選定の1つの項目にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大下委員長

石飛委員。

○石飛委員

別の質問させていただきます。譲渡されていくということで、数件の問合せも既にあるということなのですが、多分ここの場所はWi-Fiとかが接続できないんじゃないかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長

このエコヴィレッジかわねのさらに進んだところに集落がございます。そちらのほうには光ファイバーが行っております。このたび、今現在は何かあったときのために公衆電話を設置しておりますけれども、お助けフォンを管理棟のほうに引くようにしております。

以上でございます。

○大下委員長

石飛委員。

○石飛委員

これは譲渡、プロポーザルするまでに設置をするという予定でよろしいんですね。

○大下委員長

答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長

現在、10月末での廃止というふうに考えておりますけれども、今後、災害等で宿泊者が取り残されたりすることも考慮しまして、先に整備をするようにしております。

以上でございます。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

中身に関しては異論はないんですが、この進め方に関してまだ譲渡先がはっきり決まってないという中で、この廃止条例が先に出るわけです

ね。10月末までにもう確実に決まるんだという条件の下にこの廃止条例が出てきてると考えたらいいんですか。スケジュール、考え方がそこが定まって廃止じゃないかと思ってるんですが、違えばちょっと御説明いただきたいと思います。

○大下委員長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 スケジュール的にはプロポーザルを、今回上げさせていただいたものが可決をするという前提の下での話になりますけれども、廃止が決定しましたら10月末までの間で前回補正予算でつけていただきましたもの、いわゆる鑑定評価とかそういったもろもろの事務を進めながら、併せてプロポーザルの準備を進めたいと思っております。10月末の廃止と同時に公募をかけていって、公募が決定をするというような流れに考えております。

以上です。

○大下委員長 児玉委員。

○児玉委員 どうもちょっと中身が、最初にその譲渡条件が定まってから、譲渡先なんかもはっきり明確になってから最終的に廃止条例で安芸高田市から手が離れますよというのが私的には腑に落ちるストーリーになるんですが、そういうところも、何となく流れがちょっと違うようで引かかるんです。もう一度ちょっとそこを御説明いただきたいと思うんですが。普通こういう進め方で廃止条例、設管条例を廃止する場合はやられておるのか。それともこれちょっとスペシャルなんですよということなのか。そこんともうちょっと教えていただきたい。

○大下委員長 答弁を求めます。

森岡部長。

○森岡産業部長 今までの考え方ですね。要するに地域拠点施設とかそういったものについては、地域も、用途が定まっておりますからそれありきで譲渡を考えて進めていったというところがあります。ですがこういった施設につきましては、やはりいろいろな参入事業者が考えられますので、それを考えて公募をかけるということになっております。なぜ10月末スタートかと、公募をですね、いうことでございますけれども、10月末までをまだ指定管理期間となっておりますので、指定管理者がおる状況でございますから、指定管理が切れた時点でスタートしていくという考えを持っております。

以上です。

○大下委員長 石丸市長。

○石丸市長 ちょっと答弁がうまくお伝えできてないかと思うんですが、単純に民間に渡そうとしたら条件をクリアにする必要がある、それだけです。手を挙げてやりますってもう定まっておいて、いやいや、ごめんなさい、条例やっぱり変えられませんでしたとなったら困りますよね。そんな状況では民間は手挙げられませんので、なので先にクリアにしとくと、不

確定要素を排除するという、この手順だけです。

- 大下委員長 児玉委員。
- 児玉委員 そこは理解しました。  
それともう1つ、先ほど費用の説明があったんですが、今後発生する修繕費とかいわゆる解体費とかいう部分、これはあくまでももう、もう一度確認しますが安芸高田市が関与するということはないと理解しておってよろしいですか。
- 大下委員長 答弁を求めます。  
森田課長。
- 森田農林水産課長 今回の補正で不動産鑑定費用と解体の調査の費用を上げさせていただいております。今後10月末で廃止をさせていただいて譲渡が終わったら、市のほうで負担することはございません。  
以上でございます。
- 大下委員長 ほかに質疑ありますか。  
〔質疑なし〕
- 大下委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 大下委員長 討論なしと認め、討論を終結と致します。  
これより、議案第45号「安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する条例」及び議案第46号「安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件を一括して起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきと決しました。  
以上で、議案第45号及び議案第46号の審査を終了いたします。  
次に、産業部に係ります「令和3年8月豪雨による農地・農業用施設等の災害復旧状況について」の報告を受けます。  
執行部より説明を求めます。  
森岡産業部長。
- 森岡産業部長 産業部所管の令和3年8月豪雨に係ります災害復旧について、6月1日現在の状況を報告いたします。  
詳細は担当課長より説明をいたします。
- 大下委員長 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 それでは、「令和3年8月豪雨による農地・農林業施設等の災害復旧状況」について説明資料により報告いたします。  
説明資料1を御覧ください。  
まず農業災害ですが、国庫補助対象災害、農地107件、農業用施設42件、計149件のうち発注済みは農地1件でございます。これは隣接する河

川の災害復旧工事に合わせ随意契約したものでございます。その他につきましては実施設計を8月末までの完成の契約で発注をしております。今後、実施設計ができ次第、農閑期に入る9月、10月を目途に随時入札・発注を行う計画でございます。

次に林業災害ですが、国庫補助対象災害、林道災害4件で、発注済みは3件でございます。残り1件については、現在、調査・設計を行っております。いずれにしましても、早期の復旧に向け事業を推進してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
金行委員。

○金行委員 1点、お聞きします。令和3年度の豪雨災害で安芸高田市の水田の植付け面積が恐らく減っておると思うんですが、何パーセントぐらい減っておるか、1点、もし把握されておれば教えてください。

○大下委員長 答弁を求めます。  
森田課長。

○森田農林水産課長 作付け面積につきましては地域営農課のほうで把握をしておりますけれども、私どものほうで把握は現在のところしておりません。すみません。

○大下委員長 ほかに質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたし、「令和3年8月豪雨による農地・農業用施設等の災害復旧状況について」の報告を終了いたします。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時20分 休憩

午前 9時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、建設部に係ります「令和3年発生公共土木施設災害の状況について」の報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 おはようございます。

令和3年7月及び8月災害について、現在の状況について報告いたします。

詳細につきましては担当課長から説明を行います。

○大下委員長 小櫻建設課長。

○小櫻建設課長 よろしく申し上げます。

令和3年発生公共土木施設災害の状況について説明をさせていただきます。



職員数については、素案では事業開始時の職員定数を350名としておりましたが、事業開始から10年間の工事量や災害等の危機事案への対応を考慮し370人としています。また、事業開始時の事務局職員数の配置予定人数は、現在の常勤職員数と同等程度の327人としています。

次に、人材確保・育成については、職員は短期的には構成団体からの派遣で対応し、中長期的には構成団体からの派遣と企業団による採用を組み合わせ確保してまいります。また、人材育成方針を令和5年度に策定することとしています。

次のページをお願いいたします。4のスケジュールですが、引き続き協議会で企業団の組織・職員体制や工業用水道事業の取組などについて検討を進め、7月の事業計画と企業団規約（案）の策定に向け取り組んでいきます。

5予算ですが、令和4年度の予算は2億5,401万7,000円、これは企業団設立及び事業開始に向けた手続・準備に要する費用です。本市の負担金は307万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

芦田委員。

○芦田副委員長 ただいまの説明で2ページのところにありますが、水道企業団設立の狙いは統合することによって効率化を図って経費の削減をすることが目的の1つだと思いますけど、先ほど説明がありましたけど、職員数が現在323人に対して来年度からの配置予定が327人で4人プラスとなっております。設立準備会では職員数についてはどのように考えているのか伺います。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 今この表に書いてありますように、来年は今年度の323名から327名に増員するということになっています。この表のとおり事務の本部、これを集約する。それから組織体制の見直し、これによって一般職部門の11名減。その11名減に対しまして、やはり工事量というのは来年基本計画それから設計増えてまいりますので、その分のところを15名増員し4名プラスの327名としているところでございます。

○大下委員長 芦田委員。

○芦田副委員長 よく分かりました。もう1つ、収支シミュレーションを3ページのところに書いてありますが、現時点での収支シミュレーションはどうなっているのか、少し詳しく説明をお願いします。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 今回この企業団に参加することによりまして、財政的な効果額、これでお話をさせていただきたいと思うんですけども、安芸高田市については今後この企業団に参加することによりまして施設整備の部分で56億円、

それから維持管理これで約22億円、約78億円の効果があるとそのように思っております。それから仮に、この効果額はあるんですけども、今後市民の方においてはまた使用料という形をお願いしていくということになります。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありますか。

秋田委員。

○秋田委員 企業団議会、先ほど15市町で19名ということなので、今まで報告があったかも分らないのですが、ここの議員は本市ではどなたが出られて、それから構成団体、11名減とかプラス4名とかおっしゃいましたが、本市でここに関わる職員さんは何名ぐらいになるのか、再度、今まで報告されておるのかも分からないですが、お願いいたします。

○大下委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 本市が企業団に行った場合の職員の派遣については、これはあくまで今、予定ですけども7名としています。これは所長1名とそれぞれの係、業務係、工務係、それぞれ3名ずつ7名の体制と考えております。

それから企業団議会の議員につきましては、安芸高田市におきましては10万人以下ということでございますので、1人、議員さんを選ぶという形になります。スケジュールの中にも書いてありますけども、今後9月議会におきまして設立議会、この承認をいただきまして、企業団の設立が11月ということになります。議員の選任については12月議会で選任いただくことをお願いしたいと考えております。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「広島県水道企業団設立に向けた検討状況について」の報告を終了いたします。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、市民部に係ります「第3次安芸高田市男女共同参画プランについて」の報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

本市の男女共同参画の推進につきましては、安芸高田市男女共同参画推進条例に定める基本計画に基づき実施をしており、安芸高田市男女共

同参画プランはこの基本計画に相当するものになります。昨年度をもって第2次プランの計画期間が満了し、第3次計画を作成したことから報告をするものでございます。

詳細説明は担当課長より行います。

○大下委員長

久光社会環境課長。

○久光社会環境課長

おはようございます。

説明資料の1ページをお開きください。まず、これまでの第2次男女共同参画プランに沿った取組の現状でございますが、第2次プランでは、①家族みんなで協力し合う家庭づくり、②多様な働き方を選べる職場づくり、③一人一人が大切にされる地域づくりという3つの基本目標を定め、課題解決のために施策を実施してきました。令和3年、昨年になりますが、アンケート調査を実施した結果を掲載しております。

まず家庭生活における男女平等感では、平等と答えている割合、これは30.8%、約3割強にとどまっております。日常の家事とか子どもの世話、それから家族の介護・看護、この負担がやはり女性に偏っているというふうな結果でした。この間、プランに掲げた男性の意識改革につながる啓発事業、女性のライフサイクルに応じた健康対策事業、要介護者世帯やひとり親家庭など、生活上の困難を抱える環境にある方へ対する自分らしく生活できる支援というのを行ってまいりました。また、昨年には性的少数者の方が安心して暮らせる社会の実現に向けて、パートナーシップ制度を創設しました。

中段以降になりますが、仕事と家庭を両立させたい人の割合は64.5%、これに対しまして、実際に両立していると答える方の人の割合は37.3%にとどまっています。両立していくためには、やはり育児休暇や介護休暇を取りやすい環境を整えること、男性が家事などをする事への理解を示すことが特に必要であるとの意見が多くあります。

裏面を御覧ください。2ページになります。

3つ目の目標になりますが、これにつきましては、何らかの地域活動へ参加されている方の割合は非常に高いのですが、参加したい地域活動全てに参加できているということではなく、参加できない理由として、仕事が忙しく時間がない、家事が忙しく時間がない、このことが過半数を占めております。

続いて、プランに関する審議ですが、縦になります。2回の審議会を開催しております。委員の構成ですが、公募による市民を含む10名です。割合は女性が6名、男性が4名ということです。審議会の中で令和2年度の各具体的施策の取組の状況等、それから第3次プランの方針、ちょっとコロナ禍という状況もありまして、書面による意見等頂きましてプランを策定しております。

縦3になりますが、基本計画策定等の経過でございます。これは基本計画策定の一番最初のプラン、これが平成18年度より10年間の実施期間ということで策定しております。平成29年に策定したわけですが、本来、

平成28年度より実施する必要がありましたが、手続を失念していたため1年間実施期間にずれが生じております。申し訳ありません。このたび令和4年度より5年間の実施期間である第3次プランを策定しております。

3ページを御覧ください。プランの概要です。基本理念は、当初と変わらず、変更なく、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することのできる地域社会の実現としております。

続きまして、プラン策定の趣旨でございますが、中頃に書いております。3点ほど掲げてありますが、とりわけ2点目の、近年、女性、男性だけでなく、性的指向、性自認といった性の多様性への理解が重要になっている。そうしたことから、そういうような視点も含めて計画とする必要があるということで、それを含めております。

プランの位置づけでございますが、部長のほうからありましたように、男女共同参画基本計画法、これは法律、法、それから女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、それから国また県の推進計画、これを勘案して作成しております。

4ページをお開きください。4ページに、今回の計画の基本方針、4点ほど柱を掲げております。その中で、これだけではないんですが、とりわけいろいろな各課にまたがって多様な施策がございますので、いろいろな各課で連携しながらやるんですけど、その中で重点施策をそちらに掲げております。という中で、国の動向としましても、男性の育児休暇をしっかりと取得していくということがございます。先ほどの繰り返しになりますけど、非常に幅広い取組になりますので、市役所全体で着実に取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上です。

- 大下委員長      これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
                          田邊委員。
- 田邊委員      このアンケートについてなんですけれども、この第3次安芸高田市男女共同参画プランのほうの資料のアンケート結果が令和3年(2021)年の8月実施となっておりますが、この説明資料は2021年7月実施となっております。これは同じものと考えてよろしいのでしょうか。
- 大下委員長      答弁を求めます。  
                          久光課長。
- 久光社会環境課長      すみません、同じものです。
- 大下委員長      田邊委員。
- 田邊委員      この参画プランのほうの34ページの回答者の属性が、女性の割合が76.3%となっておりますが、これは女性に向けて主に回答を求めてこの割合になっているということなんでしょうか。
- 大下委員長      答弁を求めます。  
                          久光課長。
- 久光社会環境課長      これは男性女性全部合わせての数字でございます。それから先ほど7月実施なんですけど、集約等は8月に入ってから集約、ちょっと期間が

ずれがありますので。実施は7月でございます。

以上です。

○大下委員長 ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 いつも思うんですが、計画はすごくきっちりつくられるので大変だと思うんですが、あとやるほうはいつも思うんですよ、大変だろうなど。特にまたがった課で書かれますよね、担当が3つとか。そうすると一体どなたが音頭取られるんだらうかとか、やっぱりそこらも明確にしていこうがもっとやりやすいでしょうし、今の、先ほど言われましたこの重点のところですよね。計画の基本方針のところで4点重点項目上げられてますが、この参画プランの中で重点的にまず、重い部分はどれなのかとか、そういうような区分けを少しされたほうが、私はこのプランを実施する上でやりやすいんじゃないかと思うんです。例年こういう、例年いうか1次、2次、3次とこういう計画が出てくるんですが、4年、5年の計画が。非常に後のトレースがやりにくくて、計画は立派なものができるけども後のトレースが非常にやりにくい。定量的な部分というのはもう終わってから感覚で書かれるようなイメージになるのかもしれないけれども、ただ単にこの計画を立てて消化しておるだけというイメージにしかどうして見えないとね、そこらのトレースの方法というんか、少し考え直して、これだけの項目やろうと思ったらとても大変なので、そこらを少し考えられたらいいんじゃないかと思うんですが、これはアドバイスとしてちょっと伺ってみたいと思うんですがどうでしょう。

○大下委員長 答弁を求めます。

内藤部長。

○内藤市民部長 アドバイスありがとうございます。一緒にお配りしております参画プランの本体のほうの6ページを御覧いただきたいと思います。

先ほど概要版で課長のほうからも説明をさせていただきました重点でございますが、この施策の中に赤で重点というふうに書かせていただいております。これまで1次、2次でこのような形で重点というものは示してはおりませんでした。このたびから、今御指摘いただいたようにたくさんの方の施策があります。また課題もあります。特に重点的に行っていくもの、こういうふうにマーキングをしまして、特に進めるように今回工夫をしております。今後も、今おっしゃっていただくように、何か集中的に取り組むもの、そういったものに注力しながら全庁的に進めていければというふうに考えます。

以上です。

○大下委員長 石丸市長。

○石丸市長 今、児玉委員が御指摘された、まさにそのとおりです。全くもって形骸化してます。こうしたプラン、特にこれ。先ほどさりと説明があったんですが、2015年に1回区切りが来たにもかかわらず1年間忘れてました。大変無様な醜態でしかないんですが、この間誰も、多分気づか

れなかったんですよね。そのとき議会にいらっしゃった方多いですが、問題にされましたか。されてないですよ、恐らく。何ならあと二、三年ほっといても問題なかったんじゃないか。今回の3次のプランも本当に要るんかと、そんな疑いすら出てきかねない状況です。なので、大事なのはそもそものマインドセットなんですね。問題意識、それをいかに執行部がクリアにしていくか。それを市民と共有するかに尽きると思います。この大層なプランをどんだけ頑張っただけで、市民が理解してない、意識してなければそれは効果がないに等しいと言わざるを得ません。ですのでこのプランはプランで尊重しながら、この本質に、社会の実態、今のありよう、そしてこれからどう変わっていくべきか、それをいろいろな施策で市民に伝えていく、市民に考えてもらおうと、これをやっていきたいと考えています。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 すごく立派なプランはできていると思うんですけども、先日の一般質問の中でもあったと思うんですけども計画は計画で実施をどうしていくかという具体的なものに関しては、スケジュールとしては今後出てくるというような考え方、今回のこのプランも同じような考え方でもよろしいのでしょうか。今は取りあえずプランがあって、この重点施策をどうしていくかっていうのは今後具体的に出てくるという、スケジュールになっているという考えでもよろしいのでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

久光課長。

○久光社会環境課長 基本計画とは別に毎年、年次報告のほうをさせていただいています。そちらのほうで、少しずつではあると思いますが、取組のほうを進めて、進捗のほうを見ていただければというふうに思っております。

以上です。

○大下委員長 石丸市長。

○石丸市長 何よりも予算の中にしっかりと存在します。これ対比でいちいち指摘は、御説明はしていないんですけども、それこそ人権福祉センターの活動、細かいところでは逐次市民の方に情報提供していますが、そうした中を目を凝らして御覧いただくと、あ、なるほどと、確かにやってるなというのが見つかると思います。それは今年度からではなくて昨年度も幾つかありました。例えば上野千鶴子先生という大変著名なジェンダーの研究の第一人者をお招きして勉強会、講演会を開催しました。私もその場に寄らせていただいたんですけども、ああいう機会ですね。まさにそれを活用して市民の理解を深めていく。これがこの重点施策を実行していくという具体的な、実効的な手段になっています。

○大下委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「第3次安芸高田市男

女共同参画プランについて」の報告を終了いたします。

次に、「令和3年8月豪雨による災害廃棄物の処理状況等について」の報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 昨年8月の豪雨による災害廃棄物の現時点での処理状況等についてまとめましたので、報告をします。

詳細説明は、担当課長より行います。

○大下委員長 久光社会環境課長。

○久光社会環境課長 説明資料の5ページをお開きください。7か所の災害廃棄物の仮置き場を設置し、処理費用等について費用区分を表にまとめております。総額は1億2,367万2,123円となりました。なお、表の右側から3列に費用の財源を、国庫補助、交付税、市負担額の順で記載しております。

次に廃棄物の量ですが、縦に災害廃棄物発生量を掲載しております。令和3年8月災害は3,274トンで、平成30年7月災害と比較して14倍となっております。また、土砂混じりがれきが全体の約74%を占めていました。

6ページをお開きください。置場の一覧と位置を掲載しております。本年3月にはウエストホールディングス様の協力をいただき、災害協定を締結したことで、ウエストニュージーランド村ソーラーパーク、表の真ん中ぐらいにありますが、災害時仮置場として1万平米を使用することができるようになりました。また、ウエストニュージーランド村ソーラーパークは地理的に市の中心に位置しており、市役所からでも車で約20分以内の搬送が可能な距離となっております。参考に、当該施設まで車で20分以内に運送可能な範囲を点線の円で示しております。

以上で説明を終わります。

○大下委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

田邊委員。

○田邊委員 この仮置き場一覧で新規にウエストニュージーランド村ソーラーパークということなんですけれども、これはこのみで受けるということなんですか。それとも上部の7つプラス新規という考え方なんでしょうか。

○大下委員長 答弁を求めます。

久光課長。

○久光社会環境課長 新規とありますけど、今、7つは開催期間のところではありますが、現在は仮置き場としては使用しておりませんので、使用できるのはその新規のウエストニュージーランド村ソーラーパークのみということになります。

以上です。

○大下委員長 田邊委員。

○田邊委員 ということは、今後の災害時にはこの上部の7つ、1から7番は使用しないということですか。

○大下委員長 答弁を求めます。

若狭課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐

ウエストニュージランド村ソーラーパークが一番大きいのでメインとは考えておりますが、この数年、線状降水帯が、特に八千代町、吉田町、向原町、甲田町のような安芸高田市の南部が例年水に浸かる可能性が高いというような状況もございます。したがって、向原町の運動公園の仮置場ですとか、そういったものをまた再度その状況に応じて使っていくということも考えられますし、もう1点、今後のことにはなるんですが、8月の広報で仮置場3,000平方メートル以上で平地で、市の仮置場として貸していただけるものがあればお貸ししたい、という公募をかけるようにしております。そういった新しい候補地で運営していけたらと考えております。

以上です。

○大下委員長

石丸市長。

○石丸市長

せっかくですので少し細かいところをお話しますと、場所ですね。地理的な位置だけでなく、例えばその地面がどういう状況かというのを、どこを使うかという選定の条件に入ってきます。例えばこの中にある日南山グラウンドですと、単なる下、土なんです。非常に水はけが悪いですか、雨が降ったときにぐしゃぐしゃになってしまったと。割とすぐに閉鎖してしまったというのが昨年の実態としてあります。その意味で、この元ニュージランド村の場所は下、舗装されてますし、かなり広い場所で、まちの中心ですので、この場所を基本的にはメインとして使っていこう、そのような方針です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

今後、公募して新しく場所をつくるということで、ちょっと前回の災害時に突然住んでるところの地域で仮置場になって、それがちょっと家の裏とかだったのが油の流出とかが心配なんだという声も結構頂いたような状況なので、その仮置場を今後使うというところに対しての地域住民への説明というのは考えておられるのか伺います。

○大下委員長

答弁を求めます。

若狭課長補佐。

○若狭社会環境課課長補佐

委員御指摘のとおりで、おっしゃるとおりだと思います。実際今回もブルーシートひいたりこちらも気をつけているものの、それはこちらから伝えないと近隣の市民の方も不安をお持ちだというのは重々分かります。今、御指摘されたように、仮置き場、今回の公募が決まって新たな仮置き場を整備、こういう形で整備したいということの方針が決まれば、また皆様に仮置き場を何か所予定しておりますということで広報なりで皆様にお伝えしようと考えております。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

- 大下委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「令和3年8月豪雨による災害廃棄物の処理状況等について」の報告を終了いたします。  
ここで説明員入替えのため、10時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時58分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

- 大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、福祉保健部に係ります「保育士等住宅手当補助金について」及び「保育士等奨学金返済支援補助金について」の報告を一括で受けます。  
執行部より説明を求めます。

大田福祉保健部長。

- 大田福祉保健部長 おはようございます。

それでは、福祉保健部報告案件として、民間施設における保育士等の確保のため、「保育士等住宅手当補助金」、「保育士等奨学金返済支援補助金」の2つの制度を創設しました。詳細な内容につきましては資料に基づき担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 大下委員長 佐藤子育て支援課長。

- 佐藤子育て支援課長 おはようございます。

報告案件1及び2について説明します。この2事業は、安芸高田市内の私立保育所・私立認定こども園で働く保育士等を経済的に支援し、また、保育士等の人材確保を目的として実施するものです。新卒保育士等の市内民間保育施設への就職を促進させ、就業の継続や離職防止の効果を期待しています。

報告案件1. 保育士等住宅手当補助金です。この補助金は、令和4年度以降に雇用された正規職員で、保育士等本人が安芸高田市内の民間賃貸住宅を契約し入居する場合、その住宅の月額家賃に対し、社会福祉法人が支給する住宅手当との差額分について、月額5万円を上限に補助するものです。

続きまして、報告案件2. 保育士等奨学金返済支援補助金です。初めに、奨学金返済支援事務補助金の説明資料図の右側に制度概要・対象者・補助期間・補助額を記載しておりますが、補助期間の説明文において、安芸高田市の保育所で就労し始めて、安芸高田市の保育所に就労しながら奨学金を返済するまでの間とありますが、最大5年間という文言が漏れておりました。大変申し訳ございません。補助期間は、住宅手当補助金と同じ最大5年間でございます。この補助金は、奨学金を返済しながら就労している保育士等に対し、月額1万5,000円を上限に補助するものです。奨学金制度を利用した若い世代をターゲットにしており、まずは安芸高田市に興味を持っていただく、就職活動において安芸高田市で働いてみようかという選択肢を広げていただくことを想定しています。安芸高田市で働くことで奨学金の返済支援があり、さらに安芸高田市に住め

ば住宅手当補助金で家賃の支援もしてもらえるとという二本立ての制度設計としています。

以上で説明を終わります。

○大下委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

これは具体的に、今、対象者は何名おられるんでしょうか。

○大下委員長

答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長

住宅手当のほうは対象者がゼロ人、ございません。奨学金のほうでございいますが、11名いらっしゃいます。

以上です。

○大下委員長

ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

今の保育士の不足状況というのか、そういうところをちょっと分かれば教えていただけますか。

○大下委員長

答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長

年度当初には保育を行うのに必要な人員は確保できている状態と考えていますが、年度途中で保育士の雇用が必要になったときに募集を行っても応募がないということがございます。

○大下委員長

児玉委員。

○児玉委員

いい制度だと思うので、問題はこれをどうやって知っていただくかということになるんだろうと思うんですね。大学なんかでやっぱりそういった科があるところにしっかりアピールをしていけば、関心を持ってもらえるんじゃないかと思うんですが、短大なり4年生なり広島にあると思いますけども、そういったアピールの方法というか、何かお考えはありますか。

○大下委員長

答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長

今現在考えておりましたのは、私立の保育所の職員募集広告にこの制度を入れていただくということを一案として考えておりました。今、御意見を頂きましたのでそういう大学に対してということも、できることをやっていきたいと考えております。

○大下委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○大下委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「保育士等住宅手当補助金について」及び「保育士等奨学金返済支援補助金について」の報告を終了いたします。

ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、陳情・要望等の審査に入ります。「児童福祉の環境改善に関する陳情書」に関する陳情の件を議題といたします。  
陳情書の内容について、事務局より説明いたします。  
久城事務局次長。

○久城事務局次長 それでは、児童福祉の環境改善に関する陳情について御説明いたします。  
こちら全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会代表名で提出があり、3月11日付で受理をしております。

陳情内容は、児童虐待に関連し児童相談所の実態などの説明をさせていただきたいというものです。主な内容は、学校が行う各種アンケートへの虐待確認の項目追加。虐待があると思慮するときは漏れなく刑事告発をすること。児童相談所の保護前の調査や精神的サポートの実施。児童相談所が行う児童の個人通帳の管理の中止。DVについて行政の受理方法を変更したらどうか。養子縁組の運用変更。要保護児童対策地域協議会の運営変更などでございます。

以上でございます。

○大下委員長 意見がある方は発言をお願いいたします。  
田邊委員。

○田邊委員 今回のこの陳情書、趣旨等が非常に、提案理由等もかなりいろいろなことが書いてありますので、非常に、これはもっともだなど思う部分もあれば、いやちょっとこれは難しいんじゃないのかなというのをかなり重複といいますか、同時に書かれているような状態なので、ぜひできればこの代表者の方に来ていただいて説明をちょっとしていただきたいという思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

○大下委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
ほかに発言があればお願いいたします。  
〔発言なし〕

○大下委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。

○大下委員長 ここでまた暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時33分 再開

~~~~~○~~~~~

- 大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
 それでは、「児童福祉の環境改善に関する陳情書」に関する陳情の件を、起立により採決いたします。  
 本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。  
 〔起立少数〕
- 大下委員長 起立少数と認めます。よって本件は不採択と決しました。  
 以上で、「児童福祉の環境改善に関する陳情書」に関する陳情の審査を終了いたします。  
 次に、「別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書」の件を議題といたします。  
 陳情書の内容について、事務局より説明をいたさせます。  
 久城事務局次長。
- 久城事務局次長 それでは、別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書について御説明いたします。  
 提出者は、全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会代表名で、3月11日付で受理しています。  
 陳情内容は、婚姻状態のときは共同親権でも、離婚後は単独親権となる現行制度に関し、主に次のことについて国への意見書の提出を要望されています。1つ、別居・離婚後の共同養育・共同親権制度への民法改正。子どもの連れ去り等の禁止。面会交流の取決め。DV法の運用の変更。児童相談所の対応の変更。養子縁組制度の変更などです。なお、共同親権につきましては、国の法制審議会が8月を目途にまとめる中間試案に盛り込まれる見通しでございます。  
 以上で説明を終わります。
- 大下委員長 意見のある方はお願いいたします。  
 暫時休憩といたします。  
 ~~~~~○~~~~~  
 午前10時36分 休憩
 午前10時36分 再開
 ~~~~~○~~~~~
- 大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
 ほかに発言はありませんか。  
 田邊委員。
- 田邊委員 先ほど説明があつたように、法務省のほうの法制審議会のほうで8月から動きがあるということでしたので、こちらの陳情書は不採択でもいいんじゃないかと思えます。
- 大下委員長 ほかに発言がありますか。  
 〔発言なし〕
- 大下委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。  
 ここで暫時休憩といたします。  
 ~~~~~○~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
それでは、「別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書」の件を、起立により採決いたします。  
本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○大下委員長 起立少数と認めます。よって本件は不採択と決しました。  
以上で、「別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書」の審査を終わります。

次に、「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」に関する陳情の件を議題といたします。

陳情書の内容について、事務局より説明をいたさせます。

久城事務局次長。

○久城事務局次長 それでは、「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」の陳情書について御説明いたします。

女性スペースを守る会共同代表名で提出が、3月25日に受理しております。内容は、令和3年12月1日の労働安全衛生規則等の改正により、男女のトイレを分ける要件が緩和されたことにより、男女共用トイレの設置が促進されないように女性トイレの確保を国に申し入れることを陳情されています。

小規模な事業所、小規模な店舗等におきましてトイレを男女別々に分けて1つで済むような法整備をされております。それについての反対を陳情されております。

以上で説明を終わります。

○大下委員長 意見のある方は発言をお願いいたします。

田邊委員。

○田邊委員 今回のこの女性トイレのほうも、私がちょっと取り上げていただきたいというふうに言った手前なんですけれども、現在本市では、安芸高田市ではパートナーシップ制度を行っております。となってくると、いわゆるLGBTQに対する考え方と、ちょっとこの女性トイレ維持の考え方にちょっと矛盾点が生じてしまうんじゃないかというようなところがちょっと懸念材料になりますので、現時点でこれを採択するのはちょっと難しいのではないかというふうに思います。

○大下委員長 ほかに発言ありませんか。

〔発言なし〕

○大下委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
それでは、「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」に関する陳情の件を、起立により採決いたします。  
本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立少数〕

○大下委員長 起立少数と認めます。よって本件は不採択と決しました。  
以上で、「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」に関する陳情の審査を終わります。  
次に、「こども家庭庁発足に先立つ児童相談所の早期改善に係る意見書の提出に関する陳情書」の件を議題といたします。  
陳情書の内容について、事務局より説明をいたさせます。  
久城事務局次長。

○久城事務局次長 それでは「こども家庭庁発足に先立つ児童相談所の早期改善に係る意見書の提出に関する陳情書」について御説明いたします。  
提出者は、全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会代表名で、4月1日付で受理しております。  
陳情内容は、児童相談所の運営の変更について主に次のことについて国への意見書の提出を求められております。18歳を保護対象から外すこと。障害のあるお子様など、18歳以上でも保護対象となる場合がございます。学校での各種アンケートに虐待の項目を追加すること。入所措置を要すると認めるときは、弁護士を代弁者とすることも許可すること。児童相談所の面談時はカメラ等の記録を義務化し、記録しなかった場合は刑事罰を受けるよう規定すること。児童虐待があると思慮する場合は刑事告訴すること。などございます。  
以上で説明を終わります。

○大下委員長 意見等ある方は発言をお願いいたします。発言はありますか。  
〔発言なし〕

○大下委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
それでは、「こども家庭庁発足に先立つ児童相談所の早期改善に係る意見書の提出に関する陳情書」の件を、起立により採決いたします。  
本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立少数〕

○大下委員長 起立少数と認めます。よって本件は不採択と決しました。

以上で、「こども家庭庁発足に先立つ児童相談所の早期改善に係る意見書の提出に関する陳情書」の審査を終わります。

次に、その他の項に移ります。

閉会中の継続調査事項について御協議お願いいたします。皆さんから閉会中の調査事項について御意見を伺いたいと思います。意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、先ほど御意見いただきましたとおり、別紙一覧を継続調査事項として、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大下委員長 異議がありませんので、さよう取り計らいます。

その他、皆様から何かございますでしょうか。

〔意見なし〕

○大下委員長 ないようでしたら、その他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆様から御意見等がありましたら発言をお願いいたします。それでよろしいですか。

〔意見なし〕

○大下委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○大下委員長 異議がありませんので、さよう決定いたしました。

以上で本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって、第9回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時47分 閉会